府　令

○内閣府令第十二号

信用金庫法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第一条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第四項」の下に「、第四十九条の二」を加える。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（人的関係、財産の拠出に係る関係その他の関係において会員等と密接な関係を相当程度有するもの）

第四十九条の二　令第八条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、会員等（会員又は卒業会員（同条第一項第二号に規定する卒業会員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が外国法人等（同条第三項に規定する外国法人等をいう。以下この条において同じ。）の本国（同項第二号に規定する本国をいう。）の法令又は慣行により保有することができる最高限度の数の議決権（同項第一号に規定する議決権をいう。）を保有している場合における当該外国法人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一　当該会員等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該会員等が外国法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該外国法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

二　当該会員等と当該外国法人等との間に当該外国法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

三　当該外国法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該会員等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を行つていること。

2　当該外国法人等の設立後事業を開始するまでの間における前項の規定の適用については、同項中「当該外国法人等」とあるのは、「当該外国法人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの」とあるのは、「当該外国法人等」とする。

3　信用金庫が当該会員等に対して令第八条第一項第四号に掲げる資金の貸付けを行つている場合における第一項第三号の規定の適用については、同号中「当該会員等」とあるのは、「当該会員等及び当該会員等を会員等とする信用金庫」とする。

第五十条第一項第二号中「令第八条第一項第二号に規定する事業者」を「卒業会員」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　令第八条第三項に規定する外国子会社のためにする債務の保証

第五十条第二項第二号中「令第八条第一項第二号に規定する者」を「卒業会員」に改め、同条第九項中「令第八条第一項第二号に規定するもの」を「卒業会員」に改める。

第五十一条第二号中「令第八条第一項第二号に規定する事業者」を「卒業会員」に改める。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第二条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条を第一条の四とする。

第一条の二第一項第一号の次に次の一号を加え、同条を第一条の三とする。

一の二　令第十四条第三項に規定する外国子会社のためにする債務の保証

第一条の次に次の一条を加える。

（人的関係、財産の拠出に係る関係その他の関係において組合員と密接な関係を相当程度有するもの）

第一条の二　中小企業等協同組合法施行令（以下「令」という。）第十四条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、組合員が外国法人等（同項に規定する外国法人等をいう。以下この条において同じ。）の本国（同号に規定する本国をいう。）の法令又は慣行により保有することができる最高限度の数の議決権（同項第一号に規定する議決権をいう。）を保有している場合における当該外国法人等であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一　当該組合員の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者であって当該組合員が外国法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該外国法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

二　当該組合員と当該外国法人等との間に当該外国法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

三　当該外国法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該組合員が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を行っていること。

2　当該外国法人等の設立後事業を開始するまでの間における前項の規定の適用については、同項中「当該外国法人等」とあるのは、「当該外国法人等であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの」とあるのは、「当該外国法人等」とする。

3　信用協同組合が当該組合員に対して令第十四条第一項第三号に掲げる資金の貸付けを行っている場合における第一項第三号の規定の適用については、同号中「当該組合員」とあるのは、「当該組合員及び当該組合員を組合員とする信用協同組合」とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第一条の二第七項第一号」を「第一条の三第七項第一号」に改める。

附　則

この府令は、信用金庫法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年三月二十九日）から施行する。

○内閣府令第十三号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「、第四号」の下に「（ハに係る部分を除く。）」を加え、同項第四号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況